旧(202	4年6月1日実施)	新(2025年11月1日実施)	備考
(省略)		(省略)	
5. 電気契約種別及び料金表		5. 電気契約種別及び料金表	変更
I. 従量電灯Bプラス		I. 従量電灯Bプラス	
(省略)		(省略)	
(4)料金表(消費税相当額を含みま① 基本料金基本料金は、1か月につき次の		(4)料金表(消費税相当額を含みます。)① 基本料金基本料金は、1か月につき次のとおりとします。	
契約電流10アンペア	402.60円	契約電流10アンペア 418.00円	
契約電流15アンペア	<u>603.90</u> 円	契約電流 1 5 アンペア 6 2 7.0 0 円	
契約電流20アンペア	<u>805.20</u> 円	契約電流20アンペア 836.00円	
契約電流30アンペア	1,207.80円	契約電流30アンペア1,254.00円	
契約電流40アンペア	1,610.40円	契約電流40アンペア1,672.00円	
契約電流50アンペア	2,013.00円	契約電流50アンペア2,090.00円	
契約電流60アンペア	2,415.60円	契約電流60アンペア2,508.00円	
② 電力量料金 電力量料金は、1か月の使用電		② 電力量料金 電力量料金は、1か月の使用電力量によって算定します。	

旧(2024年6月1日実施)		
最初の120キロワット時までの1キロワ	<u>33.93</u> 円	
ット時につき		
120キロワット時を超え280キロワッ	<u>39.97</u> 円	
ト時までの1キロワット時につき		
280キロワット時を超える1キロワット	<u>43.54</u> 円	
時につき		

Ⅱ. 従量電灯Cプラス

(省略)

- (5)料金表(消費税等相当額を含みます。)
 - ① 基本料金基本料金は、1か月につき次のとおりとします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	<u>402.60</u> 円

② 電力量料金

電力量料金は、1か月の使用電力量によって算定します。

最初の120キロワット時までの1キロワ	<u>33.93</u> 円
ット時につき	
120キロワット時をこえ280キロワッ	<u>39.13</u> 円
ト時までの1キロワット時につき	
280キロワット時をこえる1キロワット	<u>41.72</u> 円
時につき	

Ⅲ. 低圧電力プラス

(省略)

- (5) 料金表(消費税等相当額を含みます。)
 - 基本料金

最初の120キロワット時までの1キロワ	<u>34.27</u> 円
ット時につき	
120キロワット時を超え280キロワッ	<u>40.31</u> 円
ト時までの1キロワット時につき	

43.88円

新(2025年11月1日実施)

備考

Ⅱ. 従量電灯 C プラス

時につき

(省略)

(5) 料金表(消費税等相当額を含みます。)

280キロワット時を超える1キロワット

① 基本料金基本料金は、1か月につき次のとおりとします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	<u>418.00</u> 円

② 電力量料金

電力量料金は、1か月の使用電力量によって算定します。

最初の120キロワット時までの1キロワ	<u>34.27</u> 円
ット時につき	
120キロワット時をこえ280キロワッ	<u>39.47</u> 円
ト時までの1キロワット時につき	
280キロワット時をこえる1キロワット	<u>42.06</u> 円
時につき	

Ⅲ. 低圧電力プラス

(省略)

- (5) 料金表(消費税等相当額を含みます。)
 - 基本料金

旧(2024年6月1日実施)	新(2025年11月1日実施)	備考
基本料金は、1か月につき次のとおりとします。ただし、契約電力が0.5キロ	基本料金は、1か月につき次のとおりとします。ただし、契約電力が0.5キロ	
ワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額とし	ワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額とし	
ます。	ます。	
契約電力1キロワットにつき 1,047.17円	契約電力1キロワットにつき 1,073.92円	
② 電力量料金	② 電力量料金	
電力量料金は、1か月の使用電力量によって算定します。	電力量料金は、1か月の使用電力量によって算定します。	
1キロワット時につき 32.15円	1キロワット時につき 32.42円	
(省略)	(省略)	
付則	付則	
契約規程の実施期日	契約規程の実施期日	変更
この契約規程は、2024年6月1日から実施します。ただし、本契約規程に基づく料金算定の方法は、2024年6月分の料金から適用するものとします。	この契約規程は、 <u>2025年11月1日</u> から実施します。ただし、本契約規程に基づく料金算定の方法は、 <u>2025年11月分</u> の料金から適用するものとします。	
(省略)	(省略)	